太田市 令和 6 年度版

(R6. 4. 1~R7. 3. 31)

養育医療を申請される方へ



養育医療の給付

入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担する制度です。

対象となる方

次の項目全てに該当するお子さんが対象となります。

- ① 入院中の1歳未満児 (給付を受けられる期間は、出生から満1歳の誕生日の前々日又は退院の日まで)
- ② 出生体重が 2,000 グラム以下の乳児又は、指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児
- ③ 太田市に住民票をおく児
- ※病院は都道府県知事等が指定する「指定養育医療機関」に限ります。

対象となる症状

- ① 出生体重が 2,000 グラム以下の未熟児
- ② 生活力が特に薄弱であって、次にあげるいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態
 - a 運動不安、けいれんがあるもの
 - b 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温 摂氏34度以下
 - ウ 呼吸器循環器系
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - b 呼吸回数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか又は毎分 30 以下のもの
 - c 出血傾向の強いもの
 - 工 消化器系
 - a 生後 24 時間以上排便のないもの
 - b 生後 48 時間以上嘔吐持続しているもの
 - c 出血吐物、血性便のあるもの
 - オ 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

給付の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 移送

健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代など の保険適用外の費用については対象となりません。

申請に必要な書類等 (※詳しくはお問い合わせください)

入院治療開始後、速やかに申請してください。

書類名	備考
養育医療給付申請書	申請者が記入ください。
養育医療意見書	指定養育医療機関の担当医師が記入。
世帯調書	申請者が記入ください。
児の健康保険証	まだ本人の健康保険証が発行されていない場合、 加入する予定の保護者の健康保険証で結構です。
福祉医療費受給資格者証	まだ福祉医療受給資格者証をお持ちでない場合、 先に医療年金課へ、必要書類を持参し申請ください。
母子健康手帳	
マイナンバーが確認できるもの (注 1)	同一世帯全員分。出生直後で、児本人の「個人番号カード」が 発行されていない場合は、申請の際にお申し出下さい。
申請者の本人確認書類	申請者の運転免許証、またはパスポート、在留カードなどの 顔写真付き公的身分証明書

(注1) 同一世帯全員分:マイナンバーが確認できるもの

- ・個人番号(マイナンバー)カード
- ・通知カード (氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限ります)
- ・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。

申請から養育医療券交付までの流れ

申請後、給付の可否を判定し、承認された場合に「養育医療券」を申請者あてにお送りします。 届きましたら、入院している医療機関に掲示してください。

その他

- 〇申請してから養育医療券が発行されるまでには、書類の不備などがない場合で、2週間程度かかります。
- 〇必要書類、申請方法等について不明な点がありましたら、下記までお問合せ下さい。
- ○申請後、入院中に「住所・健康保険証」等の変更があれば、必ず下記まで変更届を提出下さい。

<養育医療の給付に関係するお問い合わせ・申請先>

開館時間 月曜日~金曜日(祝日除く) 午前8時30分~午後5時15分

□太田市保健センター 太田市飯田町818 Tel. 0276-46-5115

Fax. 0276-46-5293

□新田保健センター 太田市新田反町町879 Tel. 0276-57-2651

□藪塚本町保健センター 太田市大原町482-1 Tel. 0277-20-4400

